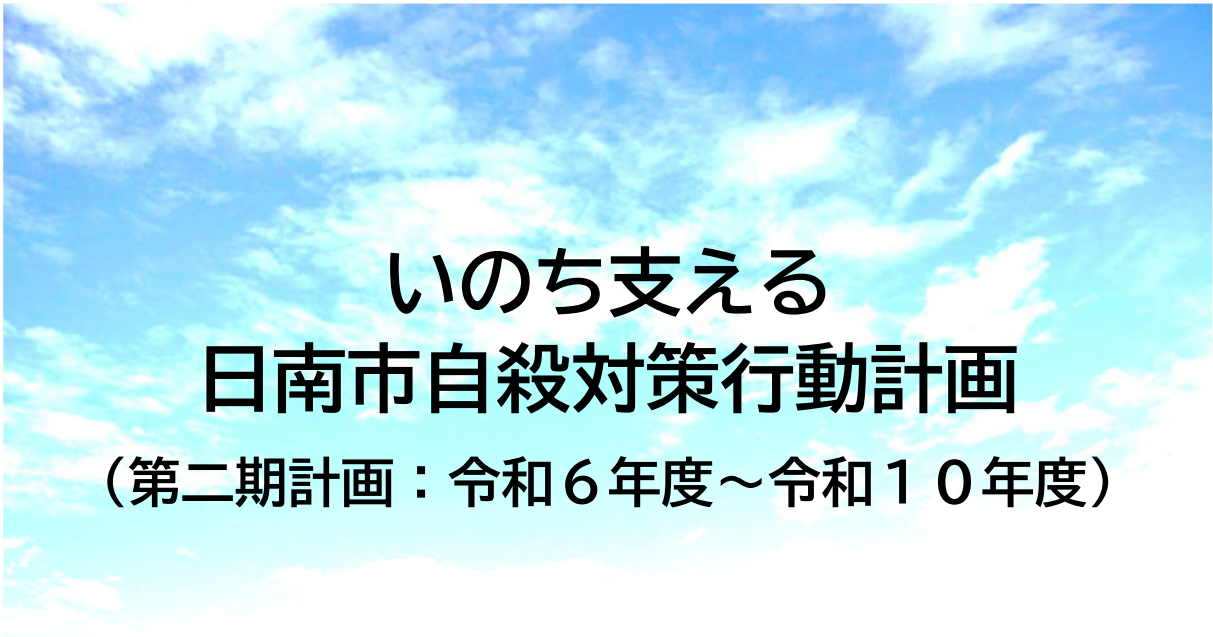




いのち支える 日南市自殺対策行動計画

(第二期計画：令和6年度～令和10年度)

～誰も自殺に追い込まれることのない日南市の実現を目指して～

令和6年3月
日南市



はじめに

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、平成21年まで全国で年間3万人を超えていた自殺者数は、近年、年間2万人台で推移しています。一方で、令和4年の全国の年間自殺者数は21,881人と前年を上回り、男性は中高年を中心に13年ぶりの増加、また、小中高生の自殺者数は過去最多の514人となりました。

日南市においても、自殺者数は平成19年をピークに減少傾向にあるものの、ここ数年は増減を繰り返しており、毎年の自殺死亡率(人口10万人当たり自殺死亡者数)も全国・宮崎県の水準を上回るなど、今なお厳しい状況が続いています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立など様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策には、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが求められます。

この計画は、平成31年2月に策定した「いのち支える日南市自殺対策行動計画～誰も自殺に追い込まれることのない日南市の実現を目指して～」について、令和4年10月に閣議決定された国の新たな自殺総合対策大綱や「日南市重点戦略プラン(令和2年改定)」等を踏まえ、見直し・拡充を行ったものです。個々の施策や取組を有機的に連携させ、職場や学校、家庭などあらゆる生活シーンにおいて、生きることの阻害要因を減らし、同時に生きることの促進要因を増やしていくことで、「誰も自殺に追い込まれることのない日南市」の実現を目指してまいります。

市民の皆様には、自殺対策の本質が「生きることの包括的支援」であることをあらためて御認識いただき、本市における自殺対策の推進に一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

日南市長 高橋 透



【目次】

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の数値目標	2

第2章 日南市の自殺をめぐる現状

1	統計データから見る日南市の自殺の現状	3
2	対策が優先されるべき対象群の把握	7

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1	基本理念	8
2	基本方針	8
3	基本施策と重点施策	8

第4章 いのちを支える自殺対策における取組

1	基本施策	10
2	重点施策	20
3	生きる支援関連施策一覧	32

第5章 自殺対策の推進体制等

1	自殺対策の推進体制	47
2	推進状況の把握	47
3	事務局	47

参考資料

1	自殺対策基本法	
2	自殺総合対策大綱	
3	日南市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱	

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成28年に自殺対策基本法が改正され、すべての市町村が、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めることとされました。これを受け、日南市では、平成31年3月に「いのち支える日南市自殺対策行動計画～誰も自殺に追い込まれることのない日南市の実現を目指して～」(以下「第一期計画」といいます。)を策定し、基礎自治体である市町村が主に担うべきと考えられる、「対人支援のレベル」(個々人の問題解決に取り組む相談支援等)及び「地域連携のレベル」(問題を複合的に抱える人に対し、関係機関等が連携して行う包括的な支援)に位置づけられる施策を中心に取り組んできたところです。

こうした中、令和4年10月に閣議決定された国の新たな自殺総合対策大綱(以下「新自殺総合対策大綱」といいます。)では、自殺対策基本法成立時の平成18年と、新型コロナウイルス感染症の拡大によって社会経済活動の停滞が余儀なくされた時期、いわゆるコロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、男性は38%減、女性は35%減と、これまでの取組に一定の効果があったとしつつも、コロナ禍の影響で自殺の要因につながるような様々な問題が悪化し、特に女性や小中高生において自殺者数の増加がみられることから、今後、重点的に取り組むべき施策として「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」や「女性に対する支援の強化」などが新たに位置付けられました。

また、日南市重点戦略プラン(令和2年改定)では、「市民力の高まりによる住民自治の実現」、「自らの道を切りひらく次世代の育成」、「地域産業の再活性化と新しいビジネスが創出できる環境」、「持続可能なまちづくり」の4つのビジョンを掲げ、平成27(2015)年に国連総会で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の理念でもある、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を目指すこととしています。

このたび、第一期計画の期間が満了することに伴い、これまでの取組の成果や課題、また、新自殺総合対策大綱や日南市重点戦略プラン等を踏まえた第二期計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない日南市」の実現に取り組んでまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づき策定します。

また、本計画は、日南市重点戦略プランを補完するものであり、宮崎県自殺対策行動計画、健康にちなん21計画、日南市地域福祉推進計画、日南市高齢者保健福祉計画など、関連する他の計画との整合性を図るものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、新自殺総合対策大綱を踏まえて、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5年間とします。

また、毎年計画の取組状況や課題の整理を行うとともに、国の政策や社会情勢の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の数値目標

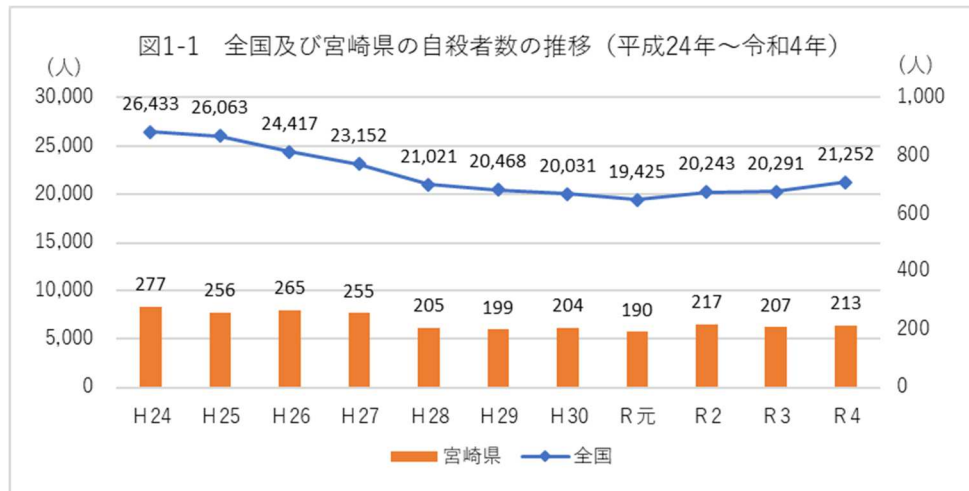
本来であれば自殺者のない社会の実現が望まれるところですが、現状を踏まえ、当面の目標として、令和10（2028）年までに、自殺者数を平成29（2017）年から令和3（2021）年までの5年間の平均と比べて30%以上減少させることとします。

第2章 日南市の自殺をめぐる現状

1 統計データから見る日南市の自殺の現状

(1) 自殺者数について

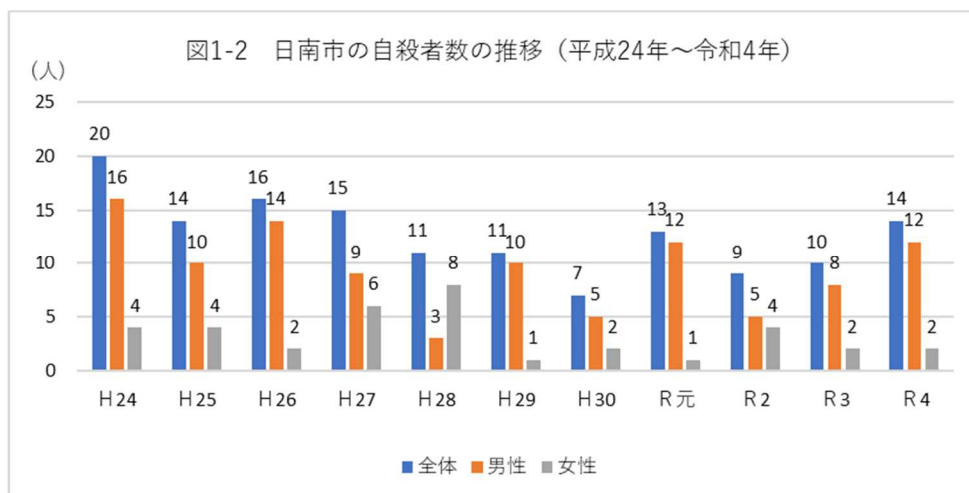
全国及び宮崎県の自殺者数は、平成24年から令和元年にかけて減少傾向がみられますが、令和元年をピークに下げ止まり、令和2年以降は、全国、宮崎県とも若干の増加に転じています（図1-1）。



【厚生労働省「人口動態統計」より作成】

本市の自殺者数は、平成24年から平成30年にかけて減少傾向にありますが、平成30年をピークに下げ止まり、令和元年には大幅な増加となりました。

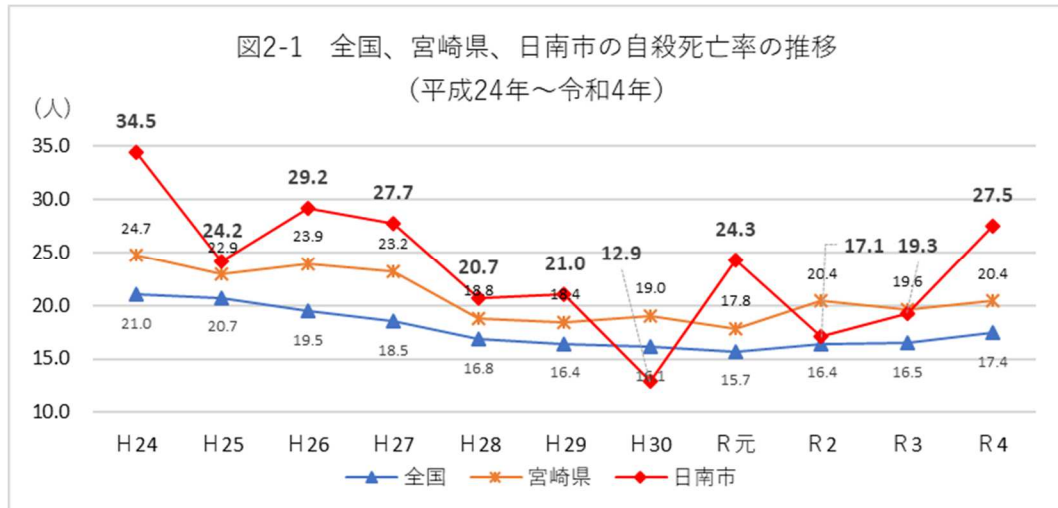
また、男女別では、平成24年から令和4年にかけて、全体の約7割を男性が占めるものの、平成28年には男女比が逆転するなど、年によって異なる状況となっています（図1-2）。



【厚生労働省「人口動態統計」より作成】

（２）日南市における自殺死亡率について

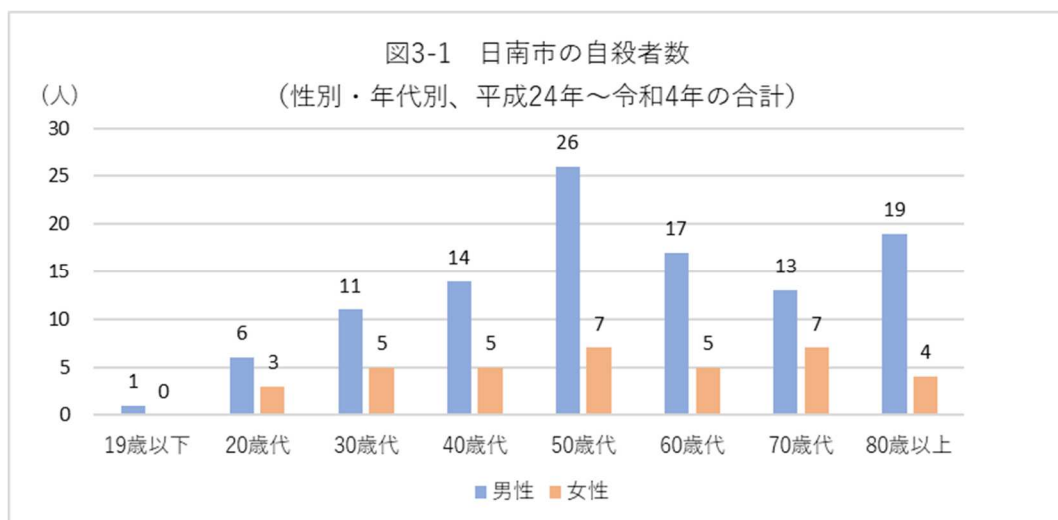
本市の自殺死亡率（人口１０万人当たり自殺死亡者数）は、全国や宮崎県と同様に低下傾向にあるものの、全国や宮崎県と比較して年ごとの変動幅が大きくなっています（図２－１）。



【厚生労働省「人口動態統計」より市作成】

（３）日南市の性別・年代別の自殺者数について

平成24年から令和4年までの自殺者数は、男性は「50歳代」が最も多く、次いで「80歳以上」、「60歳代」の順となっています。女性は「50歳代」と「70歳代」が最も多く、「30歳代」、「40歳代」、「60歳代」が同数となっています（図３－１）。

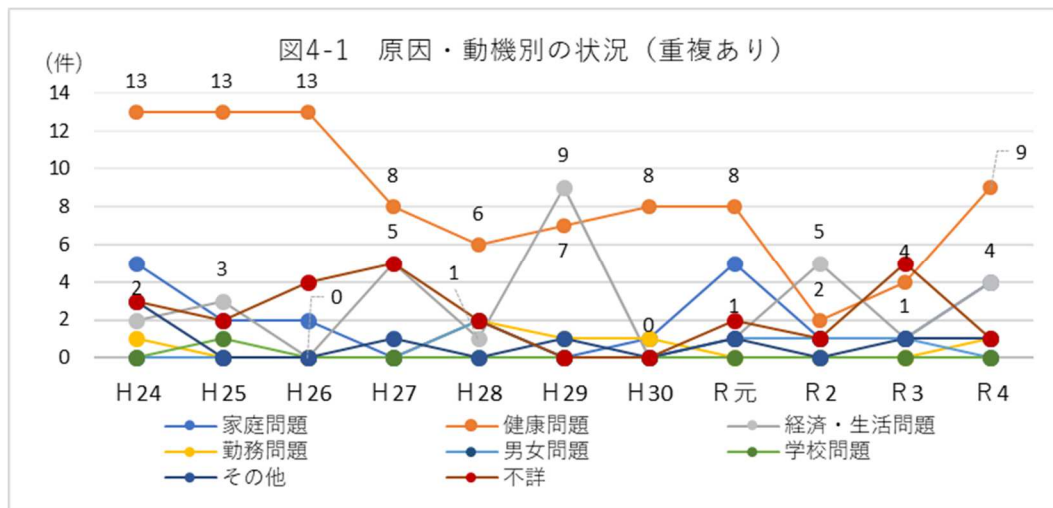


【厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び
いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2021）」より作成】

（４）日南市の原因・動機別の状況について

自殺者の原因・動機は、平成29年及び令和2年を除き、「健康問題」が最も多くなっています。また、「経済・生活問題」は比較的上位を占めますが、年による変動が大きくなっています。

なお、自殺者数が前年から大幅に増加した令和元年は、自殺の原因・動機は、「健康問題」、「家庭問題」の順となっています（図4－1）。

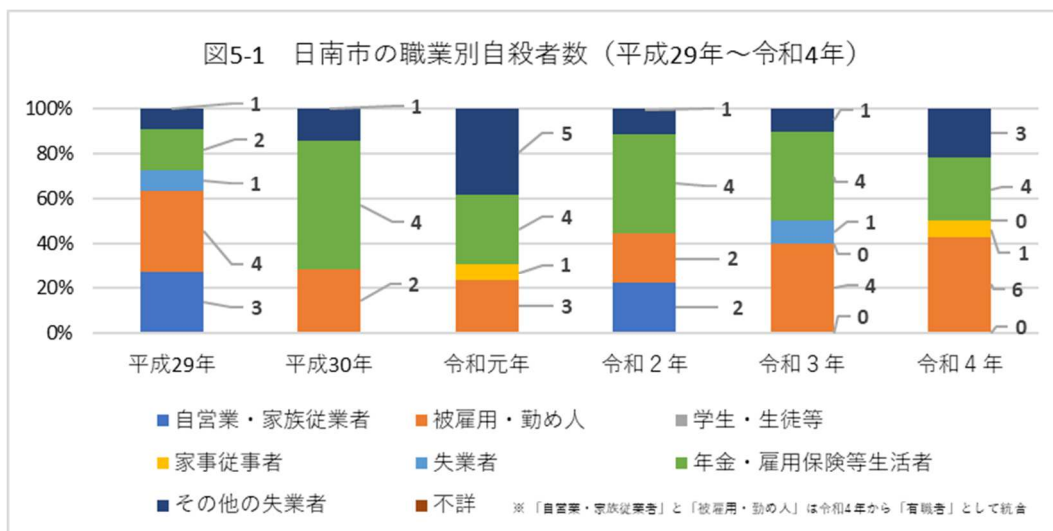


【厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成】

（５）日南市の職業別自殺者数の状況について

平成29年から令和4年までの職業別自殺者数をみると、平成29年は「被雇用・勤め人」、平成30年と令和2年は「年金・雇用保険等生活者」、平成元年は「その他の失業者」が最も多くなっています。

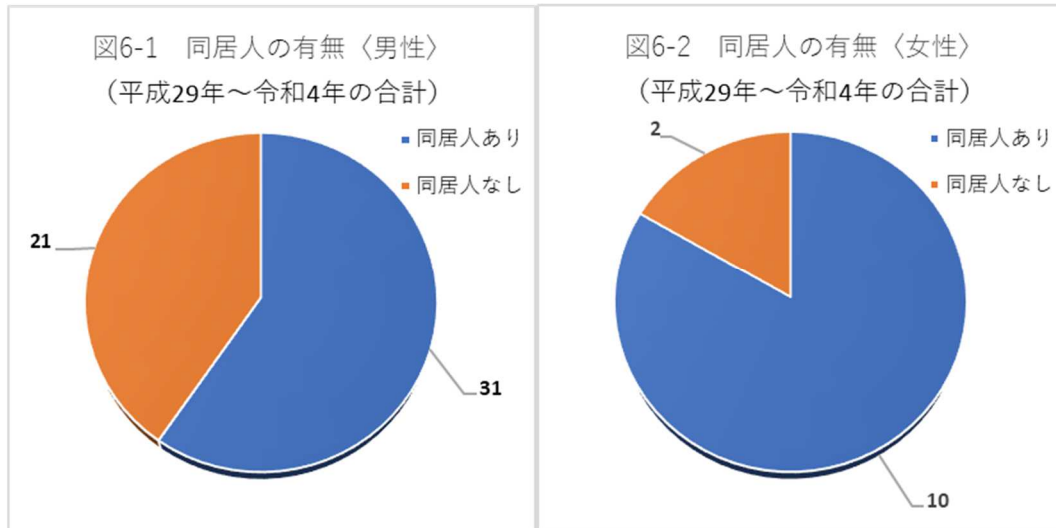
また、有職者と無職者の割合では、平成29年を除き、無職者の割合が半数以上を占めています（図5－1）。



【厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成】

（6）日南市における自殺者の同居人の有無について

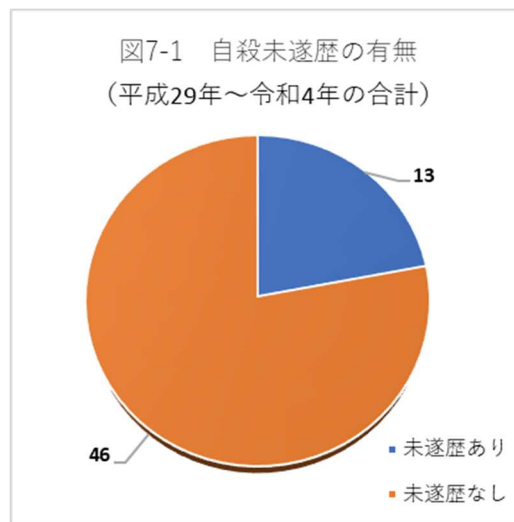
平成29年から令和4年までの自殺者の同居人の有無は、男性、女性とも「同居人あり」の割合が多くなっています（図6-1、6-2）。



【厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成】

（7）日南市の自殺者における自殺未遂歴の有無について

平成29年から令和4年までの自殺者における自殺未遂歴の有無は、「未遂歴なし」の割合が多くなっています（図7-1）。



【厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成】

2 対策が優先されるべき対象群の把握

平成30年から令和4年までの5年間における自殺の実態について、いのち支える自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、本市において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されました。また、これらの属性情報から、本市において推奨される重点施策として、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」に対する取組が挙げられました。

上位5区分 ※1		自殺者数 5年計	構成比	自殺死亡率 ※2	背景にある主な自殺の危機経路 ※3
1位	男性 60 歳以上 無職同居	10	18.2%	42.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位	男性 60 歳以上 無職独居	9	16.4%	164.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位	男性 40～59 歳 有職同居	5	9.1%	23.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位	男性 40～59 歳 無職同居	4	7.3%	174.1	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位	女性 60 歳以上 無職同居	4	7.3%	11.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

【いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」より作成】

※1 順位は自殺者数の多い順としました。

※2 自殺死亡率（人口10万人当たり自殺死亡者数）の母数は、令和2年国勢調査を元に、一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターにおいて推計したものです。

※3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にしたものです。自殺者の特性別にみて代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意してください。

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1 基本理念

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとします。

自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

2 基本方針

令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、本市では次の6点を自殺対策における「基本方針」として、計画の推進を図ります。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する。
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む。
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる。
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する。
- (5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する。

3 基本施策と重点施策

本市では、市の自殺実態の結果や上記の基本方針を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない日南市」の実現に向けて、以下の5つの基本施策と3つの重点施策を展開します。

基本施策は、一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターが示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、いわばナショナル・ミニマムとして全国的な実施が望ましいとされる基本的な取組です。

また、重点施策は、同センターによる「地域自殺実態プロファイル」に基づき、本市において自殺で亡くなる人が多い属性を対象として、重点的に実施するものです。

なお、全国では、小中高生の自殺者数が令和4年に過去最多となるなど、若年層の死因に占める自殺の割合が高まっていることから、子ども・若者対策についても重点的に取り組むこととします。

（１）基本施策

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支える人材の育成
- ③ 住民への啓発と周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

（２）重点施策

- ① 高齢者対策
- ② 生活困窮者対策
- ③ 勤務・経営対策
- ④ こども・若者対策

第4章 いのちを支える自殺対策における取組

1 基本施策

（1）地域におけるネットワークの強化

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他様々な分野の施策、並びに国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民などが連携・協働して推進する必要があります。

連携・協働を更に進め、「生きることの包括的な支援」を総合的に実施するため、地域におけるネットワークの構築及び強化を図ります。

① 地域における連携・ネットワークの強化

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	日南市いのちを支える自殺対策推進本部	庁内の関係部局が幅広く参画し、行政全体として自殺対策を推進する体制を整備します。	健康増進課
2	日南市いのちを支える自殺対策推進本部作業専門部会	推進本部の所掌事務についての庁内関係部署との連絡調整や計画策定に必要な調査等を行う体制を整備します。	健康増進課
3	日南・串間地域自殺対策推進協議会	医療、福祉、教育、労働などの関係機関で構成される協議会に参画し、各機関との情報共有をはじめ、連携の強化を図ります。	日南保健所
4	重層的支援体制整備事業（移行準備事業含む）	複雑化・複合化する困りごとを抱えた方の課題解決、支援に向けて、関係機関の個別分野それぞれの取組を重ね合わせ、より一層の連携強化を図り、包括的な支援体制を整備します。	福祉課

【評価指標】

No.	指標	目標値	目標設定の考え方
1	日南市いのちを支える自殺対策推進本部	年1回	施策の進ちょく状況を把握・点検し、その状況に応じて事業・取組の改善を図るため、年1回開催します。

（２）自殺対策を支える人材の育成

「生きることの包括的な支援」に関わる幅広い支援者等に対して、様々な研修等を実施します。

また、自殺の危険を示すサインに気づき、適切に行動できるよう、必要な基礎的知識の普及を図ります。

① 様々な職種を対象とする研修

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	ゲートキーパー養成講座（市職員・教職員向け）	市民や児童・生徒の異変に気づき、適切に対処できるよう、市職員や教職員にゲートキーパー養成講座を受講させます。	健康増進課 職員課
2	健康づくり推進研修会	検診受診率向上や地域の健康づくりを普及啓発する健康づくり推進員に対する研修会を開催します。	健康増進課
3	認知症サポーター養成講座	市民、事業所、学校関係者、団体を対象に、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を養成します。	長寿課

② 一般住民を対象とする研修

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	ゲートキーパー養成講座（市民向け）	周りの人の異変に気づくこと、また気づいた場合に適切に行動できるよう、様々な分野の方に受講の機会をつくり、ゲートキーパーを養成します。	健康増進課
2	地域医療出前講座	適正受診をはじめとした地域医療が抱える課題等についての理解促進や、将来を担う医療人材等の確保を図るため、地域や学校等へ出向き、講座を開催します。	健康増進課
3	健康教育（出前講座）	地域に出向いて、検診の必要性や生活習慣病予防等の啓発を行います。	健康増進課



（一般住民を対象とする研修の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
4	多様な性の尊重推進事業	日南市多様な性の尊重推進検討委員会（平成30年度設置）において、多様な性を尊重する社会づくりを推進するための施策を検討するとともに、研修会や講演会を開催するなど、市民への啓発活動を実施します。	地域自治課
5	認知症サポーター養成講座 〔再掲〕	市民、事業所、学校関係者、団体を対象に、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を養成します。	長寿課
6	小地域福祉活動の支援・促進	日常生活において福祉を推進する上での問題に気づき、把握し、住民自身が力を合わせ、解決していくための取り組みが継続的・主体的に推進されるよう、福祉推進員の支援とともに、「小地域福祉活動研修会」や「地域福祉座談会（しゃべり場）」などの開催を促進します。	日南市社会福祉協議会

【評価指標】

No.	指標	目標値	目標設定の考え方
1	ゲートキーパー養成講座受講率（市職員・教職員向け）	第二期計画期間中の延べ受講者数300人以上	市職員向けを年2回、教職員向けを年2回開催し、各回20名以上の参加を目指します。
2	ゲートキーパー養成講座受講者数（市民向け）	第二期計画期間中の延べ受講者数200人以上	様々な分野の方に養成講座の受講の機会を設けます。

（3）住民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、命や暮らしの危機に直面した場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということの理解の促進と、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、啓発と周知を図ります。

また、うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及啓発により早期休息、早期相談、早期受診を促進します。

① リーフレット等、啓発資材の活用

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	自殺予防街頭キャンペーン	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、市内スーパー出入口前で、啓発用チラシ等を来客に配布します。	健康増進課
2	心の健康・自殺予防に関するリーフレットなどの配布	自殺予防週間及び自殺対策強化月間、窓口等で、心の健康・自殺予防に関するリーフレットなどを配布して、相談窓口の周知を図ります。	健康増進課

② 市民向け講演会・イベント等の開催

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	自殺予防街頭キャンペーン [再掲]	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、市内スーパー出入口前で、啓発用チラシ等を来客に配布します。	健康増進課
2	自殺予防パネル展示	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間の期間中、公共施設等に啓発用パネルを展示します。	健康増進課
3	日南市役所出前講座	日南市役所出前講座に自殺の現状やゲートキーパーの役割等を周知する講座を開設します。	健康増進課 生涯学習課
4	人権同和等対策事業	人権尊重、多様な性の尊重等の推進を図るため啓発活動を実施します。	地域自治課



③ メディアを活用した啓発

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	広報紙等による情報発信	こころの健康相談等の相談窓口や自殺予防啓発を広報紙、ホームページやSNSに掲載して、住民に周知を図ります。	健康増進課

【評価指標】

No.	指標	目標値	目標設定の考え方
1	自殺予防街頭キャンペーン	年2回	市民に自殺に対する正しい認識やゲートキーパーの認知度を向上させるため、年2回、街頭キャンペーンを実施します。
2	広報紙による情報発信	年2回以上	自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて、広報紙に自殺予防啓発等を掲載し、住民に周知を図ります。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺リスクを低下させるためには、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを合わせて行うことが必要です。これらのことを踏まえ、様々な分野において、「生きることの促進要因への支援」を推進していきます。

① 居場所づくり

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	放課後児童クラブ	昼間、保護者の方が就労などのために放課後に過程で面倒を見ることができない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	こども課
2	子育て支援センター「ことこと」運営事業	子育て親子に交流の場を提供するとともに、子育てなどに関する相談や援助、一時預かり、子育て情報の提供などを包括的に行う子育て支援センター「ことこと」を運営します。	こども課



（居場所づくりの続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
3	放課後子ども教室	安全・安心な子どもの活動拠点として、放課後の学校施設等を利用し、地域の方々の参画を得ながら、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを行い、子どもの居場所づくりと、地域による子育ての推進を図ります。	生涯学習課
4	教育支援センター運営事業	いじめ不登校問題等に関する電話相談窓口の設置、巡回相談員やスクールソーシャルワーカー等を利用した教育相談、教育支援センターによる学校復帰等の指導、親と子の教育相談室での教育相談等を実施することで、いじめ不登校及び不登校傾向の児童生徒の様々な要因の実態把握を行い、早期発見、早期対応を行います。	学校教育課
5	寄り合いの居場所づくりの推進	住み慣れた地域の中に、定期的集える場所の確保ができるよう、自治会や市、関係機関と連携・協力し、高齢者等を中心とした「寄り合いの居場所づくり」に取り組みます。	日南市社会福祉協議会
6	ふれあいいいききサロンの支援	公民館等を利用して、高齢者の閉じこもり予防、認知症予防を目的に、自治会単位でサロンを行うことで孤立の防止を図ります。 高齢者や障がいのある人、子育て中の親、ひとり親家庭の子どもや親などの当事者とボランティアが協働で企画運営することで、地域住民の孤独感の解消、地域の見守り並びに閉じこもり予防、介護予防、健康維持向上を図ります。	日南市社会福祉協議会



② 自殺未遂者、遺族等への支援

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	自殺未遂、再企図者、遺族等に対する支援	自死遺族のつどいやこころの相談窓口等の周知を図ります。	健康増進課

③ 相談・支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	重層的支援体制整備事業（移行準備事業含む） 〔再掲〕	複雑化・複合化する困りごとを抱えた方の課題解決、支援に向けて、関係機関の個別分野それぞれの取組を重ね合わせ、より一層の連携強化を図り、包括的な支援体制を整備します。	福祉課
2	人権相談	法務省では法務局職員や人権擁護委員による人権相談を実施しており、年間24回、市役所等での特設相談を実施しています。本市では、特設相談時の人権擁護委員の支援を行います。	地域自治課
3	行政相談	総務省では行政相談員による年36回の、医療保険・年金、雇用、道路、社会福祉など、いろいろな行政分野の幅広い相談会を実施、相談内容に応じて関係機関と連携し、問題解決等の促進を図っています。本市では、行政相談時の行政相談委員の支援を行います。	地域自治課
4	消費生活相談	商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からのさまざまな苦情や問い合わせに対応するため、日南串間消費生活センターを設置し、問題解決のための助言やあっせんを行います。	地域自治課



（相談・支援の充実の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
5	D V相談	配偶者からの暴力（D V）被害者に対する相談窓口として相談に応じ、支援に関する基本的な情報提供、被害者の安全確保や一時保護および自立のための情報提供を実施します。	福祉課 こども課
6	障がい者相談支援	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。	福祉課
7	孤立死防止対策	民生委員児童委員や福祉推進員による見守りや声かけ、配食確認を行うとともに、近隣住民の声かけや事業者などの協力により、孤立死防止対策に取り組みます。	福祉課 日南市社会福祉協議会
8	民生委員児童委員活動	常に地域社会の実情を把握するとともに、住民の生活上の問題に関する相談に応じ自立の援助に努め、必要に応じ関係機関に繋げ、社会福祉の増進に取り組みます。	福祉課
9	総合相談支援	相談内容に応じて適切な情報提供やサービス利用等につなげられるよう、関係機関との連携を図ります。	長寿課 地域包括支援センター
10	要保護児童対策地域協議会	児童虐待などの未然防止、早期発見、早期対応に向けて関係機関が連携し、共通認識のもと児童虐待対策などの推進を図ります。	こども課
11	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までのすべての赤ちゃんがいる家庭を、保育士、保健師、主任児童委員等が訪問し、子育てに関する情報提供、相談を実施します。	こども課



（相談・支援の充実の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
12	日南市子育て世代包括支援センター	安心して子どもを生み育てられるように、妊娠期から出産、乳幼児を中心とした子育て期までの身近な相談窓口として、保健師や保育士など専門スタッフがさまざまな関係機関と連携しながらサポートします。	こども課
13	子ども家庭総合支援拠点事業	子育て世帯への相談、支援を通じ、要保護児童の早期発見、見守り、支援調整、児童虐待の予防・対応を行うための「子ども家庭総合支援拠点」の体制整備・運営を行います。	こども課
14	日常生活自立支援事業（あんしんサポートセンター）	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用の援助や、日常的な金銭管理などを実施します。	日南市社会福祉協議会
15	日南市生活自立サポートセンター	市の「生活困窮者に対する支援」に基づき、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的で継続的な支援を行うことで、生活困窮者の自立を図ります。	日南市社会福祉協議会
16	心配ごと相談事業	ふだんの暮らしの中での生活相談に対し、相談員が相談に応じます。	日南市社会福祉協議会
17	無料弁護士相談事業	市社協と宮崎県弁護士会との共同事業（日南地区法律センター事業）として、月3回の無料弁護士相談を実施します。	日南市社会福祉協議会



（５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

児童生徒が命の大切さを実感できる教育やストレス等の対処方法を身に付けるための教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）等を推進することで、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりをすすめます。

① ＳＯＳの出し方に関する教育の実施

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	教育支援センター運営事業 [再掲]	いじめ不登校問題等に関する電話相談窓口の設置、巡回相談員やスクールソーシャルワーカー等を利用した教育相談、教育支援センターによる学校復帰等の指導、親と子の教育相談室での教育相談等を実施することで、いじめ不登校及び不登校傾向の児童生徒の様々な要因の実態把握を行い、早期発見、早期対応を行います。	学校教育課
2	中学生向け自殺予防啓発	24時間子供ＳＯＳダイヤルやSNS等を活用した相談窓口の周知を積極的に行います。また、各学校での特別活動において、命を大切にする教育、人との関わり方の教育、ＳＯＳの出し方に関する教育など様々な観点で自殺予防・啓発を行います。	学校教育課
3	命の尊さ・命の教育	児童生徒が生命の尊さを理解できるよう、道徳や人権教育など通して、発達の段階に応じて計画的な教育を実施します。	学校教育課

2 重点施策

（1）高齢者対策

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要なため、行政サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援として施策を推進します。

また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図ります。

① 包括的な支援のための連携推進

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	在宅医療・介護連携推進事業	医療介護連携推進協議会の設置や市民公開講座を開催し、地域の医療と介護の課題を抽出しながら、市民が必要な医療や介護サービスを安心して受けられる地域づくりを目指します。	健康増進課 長寿課
2	認知症地域支援推進員の配置	認知症の正しい知識の普及、相談に応じて医療や介護サービスなどの関係機関へつなぐ役割を担います。	長寿課
3	独居高齢者等見守り事業（愛の訪問連絡員）	見守りを必要とするひとり暮らし高齢者に連絡員を配置し、日常生活の見守り、緊急時における関係機関への連絡を行います。情報を共有することにより、緊急時における関係者、関係機関との連絡をスムーズに行うため、「愛のボタン」を対象者に配布します。	長寿課
4	総合相談支援 [再掲]	相談に応じて適切な情報提供やサービス利用等につなげられるよう、関係機関との連携を行います。	長寿課 地域包括支援センター



② 地域における要介護者に対する支援

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	養護老人ホーム措置事業	65歳以上の人で、環境上の理由及び経済的理由または心身の状況により、居宅において養護を受けることが困難な人の入所措置を行います。	長寿課
2	はつらつトレーニング教室	理学療法士が、運動機能が低下している方を対象に運動指導を行うことで、介護予防の推進を図ります。	長寿課
3	「食」の自立支援事業	65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯及び身体障がい者で、老衰・心身の障がい・傷病等の理由により、調理または食料品の買出しが困難な人に対し、配食サービスを提供し、安否確認や栄養改善を図ります。	長寿課
4	緊急通報システム事業	おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯または重度の身体障がい者のみ、若しくは重度の身体障がい者と高齢者のみの世帯で、日常生活において特に見守りが必要な場合に緊急通報装置を貸与します。通報に対する迅速な対応により、ひとり暮らし高齢者の安全・安心な生活の確保を図ります。	長寿課
5	成年後見制度利用支援事業	知症、知的障がい又は精神障がいの状態にあるため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があるものであり、かつ身寄りがない方に対し、市が法の規定に基づき、成年後見制度利用に向け、後見人開始の審判請求などの支援を行います。また、法人後見の設立支援をし、後見人不足に対応します。	福祉課 長寿課



（地域における要介護者に対する支援の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
6	高齢者虐待等一時保護事業	介護を受けていない高齢者等で、かつ、自身で生活管理が出来ない高齢者等を対象に、市内の養護老人ホームを利用して短期入所による生活管理指導を行います。また、虐待等を受けている高齢者等の一時避難も行います。	長寿課
7	介護用品支給事業	65歳以上の高齢者で、要介護4、5と認定された人を在宅で介護している家族を対象に、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバーなどを支給します。	長寿課
8	福祉用具・住宅改修支援事業	介護支援専門員等が介護（予防）サービスを利用していない人の住宅改修等に必要な理由書を作成した際、その経費の助成を行います。	長寿課
9	家族介護教室	要介護高齢者を介護する家族などに対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催します。	長寿課 地域包括支援センター

③ 高齢者の健康不安等に対する支援

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	養護老人ホーム措置事業 〔再掲〕	65歳以上の人で、環境上の理由及び経済的理由または心身の状況により、居宅において養護を受けることが困難な人の入所措置を行います。	長寿課
2	認知症地域支援推進員の配置 〔再掲〕	認知症の正しい知識の普及、相談に応じて医療や介護サービスなどの関係機関へつなぐ役割を担います。	長寿課
3	はつらつトレーニング教室 〔再掲〕	理学療法士が、運動機能が低下している方を対象に運動指導を行うことで、介護予防の推進を図ります。	長寿課



（高齢者の健康不安等に対する支援の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
4	認知症予防・見守り推進事業	認知症への理解を深め、認知症の早期発見・早期対応につなげることを目的として、簡単に自分でチェックできる物忘れ相談機器を活用し、普及啓発を図ります。高齢者の認知機能の水準や認知機能の変化を測定し、要支援者などの把握や認知症予防の動機付けを行います。	長寿課
5	「食」の自立支援事業 〔再掲〕	65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯及び身体障がい者で、老衰・心身の障がい・傷病等の理由により、調理または食料品の買出しが困難な人に対し、配食サービスを提供し、安否確認や栄養改善を図ります。	長寿課
6	緊急通報システム事業 〔再掲〕	おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯または重度の身体障がい者のみ、若しくは重度の身体障がい者と高齢者のみの世帯で、日常生活において特に見守りが必要な場合に緊急通報装置を貸与します。通報に対する迅速な対応により、ひとり暮らし高齢者の安全・安心な生活の確保を図ります。	長寿課
7	成年後見制度利用支援事業 〔再掲〕	認知症、知的障がい又は精神障がいの状態にあるため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があるものであり、かつ身寄りがない方に対し、市が法の規定に基づき、成年後見制度利用に向け、後見人開始の審判請求などの支援を行います。また、法人後見の設立支援をし、後見人不足に対応します。	福祉課 長寿課



（高齢者の健康不安等に対する支援の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
8	高齢者虐待等一時保護事業 〔再掲〕	介護を受けていない高齢者等で、かつ、自身で生活管理が出来ない高齢者等を対象に、市内の養護老人ホームを利用して短期入所による生活管理指導を行います。また、虐待等を受けている高齢者等の一時避難も行います。	長寿課
9	独居高齢者等見守り事業（愛の訪問連絡員） 〔再掲〕	見守りを必要とするひとり暮らし高齢者に連絡員を配置し、日常生活の見守り、緊急時における関係機関への連絡を行います。情報を共有することにより、緊急時における関係者、関係機関との連絡をスムーズに行うため、「愛のボタン」を対象者に配布します。	長寿課
10	介護用品支給事業 〔再掲〕	65歳以上の高齢者で、要介護4、5と認定された人を在宅で介護している家族を対象に、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバーなどを支給します。	長寿課
11	福祉用具・住宅改修支援事業 〔再掲〕	介護支援専門員等が介護（予防）サービスを利用していない人の住宅改修等に必要理由書を作成した際、その経費の助成を行います。	長寿課
12	元気で長寿！！キープアップ教室	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防を目的とした運動機能が向上する体操教室を開催します。	長寿課
13	総合相談支援 〔再掲〕	相談内容に応じて適切な情報提供やサービス利用等につなげられるよう、関係機関との連携を図ります。	長寿課 地域包括支援センター
14	家族介護教室 〔再掲〕	要介護高齢者を介護する家族などに対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催します。	長寿課 地域包括支援センター



（高齢者の健康不安等に対する支援の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
15	高齢者教室	学習活動を通じて、高齢者が楽しく生きがいを持って地域社会で充実した生活を送ることができるよう、高齢者のニーズや地域の課題に応じた多様な講座を開設します。	生涯学習課

④ 社会参加の強化と孤独・孤立の防止

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	はつらつトレーニング教室 〔再掲〕	理学療法士が、運動機能が低下している方を対象に運動指導を行うことで、介護予防の推進を図ります。	長寿課
2	高齢者クラブ活動助成事業	高齢者の自主組織である「高齢者クラブ」において、地域に根ざした社会奉仕活動や、友愛活動、スポーツ等幅広い活動を行い、高齢者の生きがいづくりを推進します。	長寿課
3	緊急通報システム事業 〔再掲〕	おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯または重度の身体障がい者のみ、若しくは重度の身体障がい者と高齢者のみの世帯で、日常生活において特に見守りが必要な場合に緊急通報装置を貸与します。通報に対する迅速な対応により、ひとり暮らし高齢者の安全・安心な生活の確保を図ります。	長寿課
4	成年後見制度利用支援事業 〔再掲〕	認知症、知的障がい又は精神障がいの状態にあるため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があるものであり、かつ身寄りがない方に対し、市が法の規定に基づき、成年後見制度利用に向け、後見人開始の審判請求などの支援を行います。また、法人後見の設立支援をし、後見人不足に対応します。	福祉課 長寿課



（社会参加の強化と孤独・孤立の防止の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
5	高齢者虐待等一時保護事業 〔再掲〕	介護を受けていない高齢者等で、かつ、自身で生活管理が出来ない高齢者等を対象に、市内の養護老人ホームを利用して短期入所による生活管理指導を行います。また、虐待等を受けている高齢者等の一時避難も行います。	長寿課
6	独居高齢者等見守り事業（愛の訪問連絡員） 〔再掲〕	見守りを必要とするひとり暮らし高齢者に連絡員を配置し、日常生活の見守り、緊急時における関係機関への連絡を行います。情報を共有することにより、緊急時における関係者、関係機関との連絡をスムーズに行うため、「愛のボタン」を対象者に配布します。	長寿課
7	家族介護教室 〔再掲〕	要介護高齢者を介護する家族などに対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催します。	長寿課 地域包括支援センター
8	高齢者教室 〔再掲〕	学習活動を通じて、高齢者が楽しく生きがいを持って地域社会で充実した生活を送ることができるよう、高齢者のニーズや地域の課題に応じた多様な講座を開設します。	生涯学習課
9	ふれあいいきいきサロンの支援 〔再掲〕	公民館等を利用して、高齢者の閉じこもり予防、認知症予防を目的に、自治会単位でサロンを行うことで孤立の防止を図ります。 高齢者や障がいのある人、子育て中の親、ひとり親家庭の子どもや親などの当事者とボランティアが協働で企画運営することで、地域住民の孤独感の解消、地域の見守り並びに閉じこもり予防、介護予防、健康維持向上を図ります。	日南市社会福祉協議会

（２）生活困窮者対策

生活困窮者は、その背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向にあります。

様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、当事者のリスクを漏れなく把握し、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策、多職種、多分野で支える当事者本位の包括的な支援の推進に取り組めます。

① 相談支援、人材育成の推進

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	多重債務相談	多重債務者の状況を聞き、相談支援を行なうとともに、家計改善支援事業実施機関や債務整理に関係する窓口等、関係各所へのつなぎを行います。	地域自治課
2	納税相談	市民税等（市民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等）の納付に関する相談を行います。	税務課
3	生活保護事務	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。また、受給世帯の課題を的確に把握し、必要に応じて適切な支援を行います。	福祉課
4	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行います。	日南市社会福祉協議会



② 居場所づくりや生活支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	就労準備支援事業	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な基礎能力の形成を、最長1年間計画的かつ集中的に支援（日常生活自立支援⇒社会生活自立支援⇒就労自立支援へとステップアップ）し、生活困窮者の就労促進を図ります。	福祉課
2	ひとり親家庭自立支援給付金	自立のために職業訓練に取り組むひとり親家庭の母及び父に対して給付金を支給します。	こども課
3	生活困窮者緊急支援	生活福祉資金など貧困の状況に応じ、県社協の一時貸付金の相談及び申請等に対応します。	日南市社会福祉協議会
4	生活福祉資金貸付事務事業	宮崎県社協が実施主体、市社協が申請に関する相談・受付窓口となり、資金の貸し付けによる経済的な援助に合わせて、地域の民生委員児童委員も資金を借り受けた世帯への相談支援を行います。	日南市社会福祉協議会
5	日南市生活自立サポートセンター 〔再掲〕	市の「生活困窮者に対する支援」に基づき、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的で継続的な支援を行うことで、生活困窮者の自立を図ります。	日南市社会福祉協議会
6	にちなんフードバンク事業	低所得者等で緊急的かつ一時的に食料等の生活に必要なものが確保できなくなり、生命が脅かされる恐れとなった場合に、相談対応とその状況により現物給付による支援を行うなど、生活再建に向けた支援を行います。	日南市社会福祉協議会
7	緊急生活資金給付事業	緊急的かつ一時的に経済的な支援が必要となった生活困窮者等に対し、相談支援と生活資金の給付による経済的支援を行い、生活の安定を図ります。	日南市社会福祉協議会

（3）勤務・経営対策

勤務及び経営問題による自殺の背景には、仕事の失敗、職場の人間関係や環境の変化、仕事の疲れ等があります。

勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけでなく、行政や地域の業界団体の役割も重要であることから、関係機関等と連携しながら勤務・経営対策への取り組みを推進します。

① 経営者に対する相談事業の実施等

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	中小企業特別融資制度	中小企業者の事業に必要な資金の融資を行い、中小企業の振興を図ります。	商工政策課
2	小口零細企業特別融資制度	小規模企業者の事業に必要な資金の融資することにより、小規模企業者の事業の振興を図ります。	商工政策課
3	創業・事業承継推進事業	雇用の場の確保や後継者不在による中小企業の廃業防止等を目的として、新たに創業する場合の創業に要する費用や、市内の中小事業所が取り組む事業継承に必要な費用などに対して助成します。	商工政策課

② 被雇用者に対する相談事業の実施等

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	心配事相談事業 〔再掲〕	ふだんのくらしの中での生活相談に対し、相談員が相談に応じます。	日南市社会福祉協議会
2	無料弁護士相談事業 〔再掲〕	市社協と宮崎県弁護士会との共同事業（日南地区法律センター事業）として、月3回の無料弁護士相談を実施します。	日南市社会福祉協議会

（4）子ども・若者対策

子どもや若者は、抱える悩みが多様で、子どもから大人への移行期に特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なります。

このため、保健・医療・福祉・教育・労働等の各分野の関係団体の連携のもと、家庭、地域、学校の生活の場における支援に加え、若者の就労や自立支援など、それぞれのライフスタイルや生活の場に応じた対応を進めます。

① 若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	教育支援センター運営事業 [再掲]	いじめ不登校問題等に関する電話相談窓口の設置、巡回相談員やスクールソーシャルワーカー等を利用した教育相談、教育支援センターによる学校復帰等の指導、親と子の教育相談室での教育相談等を実施することで、いじめ不登校及び不登校傾向の児童生徒の様々な要因の実態把握を行い、早期発見、早期対応を行います。	学校教育課
2	中学生向け自殺予防啓発 [再掲]	24時間子供SOSダイヤルやSNS等を活用した相談窓口の周知を積極的に行います。また、各学校での特別活動において、命を大切にする教育、人との関わり方の教育、SOSの出し方に関する教育など様々な観点で自殺予防・啓発を行います。	学校教育課
3	命の尊さ・命の教育 [再掲]	児童生徒が生命の尊さを理解できるよう、道徳や人権教育などを通して、発達の段階に応じて計画的な教育を実施します。	学校教育課



② 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	日南市育英奨学基金	優秀な学生で経済的な理由によって修学が困難なものに対して学資（奨学金）の貸付を行うことにより、有用な人材を育成することを図ります。	学校教育課
2	就学援助費に関する業務	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費などの費用の一部を支給します。	学校教育課
3	特別支援教育就学奨励費に関する事務	特別支援学級在籍、通級指導教室通級者の保護者に対し、給食費・学用品費などの費用の一部を支給します。	学校教育課
4	教育資金貸付金	金融機関に預託し、教育に必要な学資を融資します。	学校教育課

③ 社会全体で若者の自殺リスクを低減させるための取組

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	広報誌等による情報発信 [再掲]	こころの健康相談等の相談窓口や自殺予防啓発を広報誌、ホームページやSNSに掲載して、住民に周知を図ります。	健康増進課



3 生きる支援関連施策一覧

(1) 地域におけるネットワークの強化

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	日南市いのち支える自殺対策推進本部 [再掲]	庁内の関係部局が幅広く参画し、行政全体として自殺対策を推進する体制を整備します。	健康増進課
2	日南市いのち支える自殺対策推進本部作業専門部会 [再掲]	推進本部の所掌事務についての庁内関係部署との連絡調整や計画策定に必要な調査等を行う体制を整備します。	健康増進課
3	日南・串間地域自殺対策推進協議会 [再掲]	医療、福祉、教育、労働、行政などの関係機関で構成される協議会に参画し、各機関との情報共有をはじめ、連携の強化を図ります。	日南保健所
4	重層的支援体制整備事業（移行準備事業含む） [再掲]	複雑化・複合化する困りごとを抱えた方の課題解決、支援に向けて、関係機関の個別分野それぞれの取組を重ね合わせ、より一層の連携強化を図り、包括的な支援体制を整備します。	福祉課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	ゲートキーパー養成講座（市職員・教職員向け） [再掲]	職場の同僚や児童・生徒など、周りの人の異変に気付くこと、また気付いた場合に適切に行動できるよう、ゲートキーパー講座を受講します。	健康増進課
2	ゲートキーパー養成講座（市民向け） [再掲]	周りの人の異変に気付くこと、また気付いた場合に適切に行動できるよう、様々な分野の方に受講の機会をつくり、ゲートキーパーを養成します。	健康増進課
3	健康づくり推進研修会 [再掲]	検診受診率向上や地域の健康づくりを普及啓発する健康づくり推進員に対する研修会を開催します。	健康増進課



（自殺対策を支える人材の育成の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
4	認知症サポーター養成講座 〔再掲〕	市民、事業所、学校関係者、団体を対象に、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を養成します。	長寿課
5	地域医療出前講座 〔再掲〕	適正受診をはじめとした地域医療が抱える課題等についての理解促進、将来を担う医療人材等の確保を図るために地域や学校等へ出向き、講座を開催します。	健康増進課
6	健康教室（出前講座） 〔再掲〕	地域に出向いて、検診の必要性や生活習慣病予防等の啓発を実施します。	健康増進課
7	多様な性の尊重推進事業 〔再掲〕	日南市多様な性の尊重推進検討委員会（平成30年度設置）において、多様な性を尊重する社会づくりを推進するための施策を検討するとともに、研修会や講演会を開催するなど、市民への啓発活動を実施します。	地域自治課
8	介護予防推進サポーター養成 〔再掲〕	介護予防の基礎知識・技術を習得した地域の介護予防に関する活動を行う日南市介護予防推進サポーターを育成します。	長寿課
9	認知症サポーター養成講座 〔再掲〕	市民、事業所、学校関係者、団体を対象に、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を養成します。	長寿課
10	小地域福祉活動の支援・促進 〔再掲〕	日常生活において福祉を推進する上での問題に気づき、把握し、住民自身が力を合わせ、解決していくための取り組みが継続的・主体的に推進されるよう、福祉推進員の支援とともに、「小地域福祉活動研修会」や「地域福祉座談会（しゃべり場）」などの開催を促進します。	日南市社会福祉協議会



（３）住民への啓発と周知

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	自殺予防街頭キャンペーン 〔再掲〕	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、市内スーパー出入り口前で、啓発用チラシ等を来客に配布します。	健康増進課
2	自殺予防パネル展示 〔再掲〕	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間の期間中、公共施設等に啓発用パネルを展示します。	健康増進課
3	広報誌等による情報発信 〔再掲〕	こころの健康相談等の相談窓口や自殺予防啓発を広報誌、ホームページやSNSに掲載して、住民に周知を図ります。	健康増進課
4	健康づくり推進研修会 〔再掲〕	検診受診率向上や地域の健康づくりを普及啓発する健康づくり推進員に対する研修会を開催します。	健康増進課
5	日南市役所出前講座 〔再掲〕	日南市役所出前講座に自殺の現状やゲートキーパーの役割等を周知する講座を開催します。	健康増進課 生涯学習課
6	人権同和等対策事業 〔再掲〕	人権尊重、多様な性の尊重等の推進を図るため啓発活動を実施します。	地域自治課
7	心の健康・自殺予防に関するリーフレットなどの配布 〔再掲〕	自殺予防週間及び自殺対策強化月間、窓口等で、心の健康・自殺予防に関するリーフレットなどを配布して、相談窓口の周知を図ります。	健康増進課

（４）生きることの促進要因への支援

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	地域医療出前講座 〔再掲〕	適正受診をはじめとした地域医療が抱える課題等についての理解促進、将来を担う医療人材等の確保を図るために地域や学校等へ出向き、講座を開催します。	健康増進課
2	健康教室（出前講座） 〔再掲〕	地域に出向いて、検診の必要性や生活習慣病予防等の啓発を実施します。	健康増進課



（生きることの促進要因への支援の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
3	自殺未遂、再企図者、遺族等に対する支援 〔再掲〕	自死遺族のつどいやこころの相談窓口等の周知を図ります。	健康増進課
4	ストレスチェックの実施	定期的に市職員のストレス状況について検査を行い、メンタル不調の未然防止を図ります。	職員課
5	人権相談 〔再掲〕	法務省では法務局職員や人権擁護委員による人権相談を実施しており、年間24回、市役所等での特設相談を実施しています。本市では、特設相談時の人権擁護委員の支援を行います。	地域自治課
6	行政相談 〔再掲〕	総務省では行政相談員による年36回の、医療保険、年金、雇用、道路、社会福祉など、いろいろな行政分野の幅広い相談会を実施、相談内容に応じて関係機関と連携し、問題解決等の促進を図っています。本市では、行政相談時の行政相談委員の支援を行います。	地域自治課
7	消費生活相談 〔再掲〕	商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からのさまざまな苦情や問い合わせに対応するため、日南串間消費生活センターを設置し、問題解決のための助言やあっせんを行います。	地域自治課
8	放課後児童クラブ 〔再掲〕	昼間、保護者の方が就労などのために放課後に家庭で面倒を見ることができない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	こども課



（生きることの促進要因への支援の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
9	放課後子ども教室 〔再掲〕	安全・安心な子どもの活動拠点として、放課後の学校施設等を利用し、地域の方々の参画を得ながら、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを行い、子どもの居場所づくりと、地域による子育ての推進を図ります。	生涯学習課
10	D V相談 〔再掲〕	配偶者からの暴力（D V）被害者に対する相談窓口として相談に応じ、支援に関する基本的な情報提供、被害者の安全確保や一時的保護および自立のための情報提供を実施します。	福祉課 こども課
11	障がい者相談支援 〔再掲〕	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。	福祉課
12	総合相談支援 〔再掲〕	相談内容に応じて適切な情報提供やサービス利用等につなげられるよう、関係機関との連携を図ります。	長寿課 地域包括支援センター
13	要保護児童対策地域協議会 〔再掲〕	児童虐待などの未然防止、早期発見、早期対応に向けて関係機関が連携し、共通認識のもと児童虐待対策などの推進を図ります。	こども課
15	こんにちは赤ちゃん事業 〔再掲〕	生後4か月までのすべての赤ちゃんがいる家庭を、保育士、保健師、主任児童委員等が訪問し子育てに関する情報提供、相談を実施します。	こども課
16	ファミリーサポートセンター事業 〔再掲〕	育児に関する生活上の相談に応じ、円滑な相互援助活動のサポートを行います。	こども課



（生きることの促進要因への支援の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
17	子育て支援センター 「ことこと」運営事業 [再掲]	子育て親子に交流の場を提供するとともに、子育てなどに関する相談や援助、一時預かり、子育て情報の提供などを包括的に行う子育て支援センター「ことこと」を運営します。	こども課
18	子ども家庭総合支援 拠点事業 [再掲]	子育て世帯への相談、支援を通じ、要保護児童の早期発見、見守り、支援調整、児童虐待の予防・対応を行うための「子ども家庭総合支援拠点」の体制整備・運営を行います。	こども課
19	日南市子育て世代包 括支援センター [再掲]	安心して子どもを産み育てられるように、妊娠期から出産、乳幼児を中心とした子育て期までの身近な相談窓口として、保健師や助産師など専門スタッフがさまざまな関係機関の連携しながらサポートします。	こども課
20	家庭児童相談室の設 置 [再掲]	家庭養育や子どもに関する相談、ひとり親家庭の就労などの相談に対応するため、家庭児童相談室において、家庭相談員及び母子・父子自立支援員による適切な支援を行います。	こども課
21	教育支援センター運 営事業 [再掲]	いじめ不登校問題等に関する電話相談窓口の設置、巡回相談員やスクールソーシャルワーカー等を利用した教育相談、教育支援センターによる学校復帰等の指導、親と子の教育相談室での教育相談等を実施することで、いじめ不登校及び不登校傾向の児童生徒の様々な要因の実態把握を行い、早期発見、早期対応を行います。	学校教育課



（生きることの促進要因への支援の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
22	地域学校協働本部事業	小中学校の学校運営や教育活動において、地域の支援を得たい場面が種々ある中で、より効果的な学校支援を行うとともに、地域の人々の生きがいづくりの推進を図るため、学校と地域の間、学校の求めと地域の力を組織的にマッチングするコーディネーターを配置します。	生涯学習課
23	生涯学習講座	学習活動を通じて、市民が楽しく生きがいを持って地域社会で充実した生活を送ることができるよう、市民のニーズや地域の課題に応じた多様な講座を開設します。	生涯学習課
24	日常生活自立支援事業（あんしんサポートセンター） 〔再掲〕	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用の援助や、日常的な金銭管理などを実施します。	日南市社会福祉協議会
25	日南市生活自立サポートセンター 〔再掲〕	市の「生活困窮者に対する支援」に基づき、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的で継続的な支援を行うことで、生活困窮者の自立を図ります。	日南市社会福祉協議会
26	寄り合いの居場所づくりの推進 〔再掲〕	住み慣れた地域の中に、定期的集える場所の確保ができるよう、自治会や市、関係機関と連携・協力し、高齢者等を中心とした「寄り合いの居場所づくり」に取り組みます。	日南市社会福祉協議会
27	心配ごと相談事業 〔再掲〕	ふだんの暮らしの中での生活相談に対し、相談員が相談に応じます。	日南市社会福祉協議会
28	無料弁護士相談事業 〔再掲〕	市社協と宮崎県弁護士会との共同事業（日南地区法律センター事業）として、月3回の無料弁護士相談を実施します。	日南市社会福祉協議会



（５）高齢者対策

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	在宅医療・介護連携推進事業	医療介護連携推進協議会の設置や市民公開講座を開催し、地域の医療と介護の課題を抽出しながら、市民が必要な医療や介護サービスを安心して受けられる地域づくりを目指します。	健康増進課 長寿課
2	地域ケア会議推進事業	市と地域包括支援センター及び医療・介護の多職種が連携・協働し、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。	長寿課
3	養護老人ホーム措置事業 〔再掲〕	65歳以上の人で、環境上の理由および経済的理由または心身の状況により、居宅において擁護を受けることが困難な人の入所措置を行います。	長寿課
4	認知症地域支援推進員の配置 〔再掲〕	認知症の正しい知識の普及、相談に応じて医療や介護サービスなどの関係機関へつなぐ役割を担います。	長寿課
5	はつらつトレーニング教室 〔再掲〕	理学療法士が、運動機能が低下している方を対象に運動指導を行うことで、介護予防の推進を図ります。	長寿課
6	認知症予防・見守り推進事業 〔再掲〕	認知症への理解を深め、認知症の早期発見・早期対応につなげることを目的として、簡単に自分でチェックできる物忘れ相談機器を活用し、普及啓発を図ります。高齢者の認知機能の水準や認知機能の変化を測定し、要支援者などの把握や認知症予防の動機づけを行います。	長寿課



（高齢者対策の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
7	高齢者クラブ活動助成事業 [再掲]	高齢者の自主組織である「高齢者クラブ」において、地域に根ざした社会奉仕活動や、友愛活動、スポーツ等幅広い活動を行い、高齢者の生きがいづくりを推進します。	長寿課
8	「食」の自立支援事業 [再掲]	65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯及び身体障がい者で、老衰・心身の障がい・傷病等の理由により、調理または食料品の買い出しが困難な人に対し、配食サービスを提供し、安否確認や栄養改善を図ります。	長寿課
9	緊急通報システム事業 [再掲]	おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯または重度の身体障がい者のみ、若しくは重度の身体障がい者と高齢者のみの世帯で、日常生活において特に見守りが必要な場合に緊急通報装置を貸与します。通報に対する迅速な対応により、ひとり暮らし高齢者の安全・安心な生活の確保を図ります。	長寿課
10	成年後見制度利用支援事業 [再掲]	認知症、知的障がい又は精神障がいの状態にあるため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があるものであり、かつ身寄りがない方に対し、市が法の規定に基づき、成年後見制度利用に向け、後見人開始の審判請求などの支援を行います。また、法人後見の設立支援をし、後見人不足に対応します。	福祉課 長寿課
11	高齢者福祉バス支援事業	高齢者団体等が主催する福祉や健康づくり等を目的とした諸行事について、福祉バスを無料で利用できます。	長寿課



（高齢者対策の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
12	独居高齢者等見守り事業（愛の訪問連絡員） 〔再掲〕	見守りを必要とするひとり暮らし高齢者に連絡員を配置し、日常生活の見守り、緊急時における関係機関への連絡を行います。情報を共有することにより、緊急時における関係者、関係機関との連絡をスムーズに行うため、「愛のボタン」を対象者に配布します。	長寿課
13	長寿祝金支給事業	高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、100歳及び最高齢の高齢者に対して祝金を支給します。	長寿課
14	シルバー人材センター事業	高齢者の労働能力を活用し、自らの生きがいづくりや社会参加を通じて活力ある地域社会を作ることを目的に、高齢者の能力・経験に応じた仕事を紹介する事業として、シルバー人材センターによる活動が行われています。	長寿課
15	いきいき合同金婚式	結婚後50周年を迎えた夫婦を一同に招き、合同金婚式を開催します。	長寿課
16	居宅介護（介護予防）サービス	要介護（要支援）認定者が、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、利用者のニーズ等を踏まえたサービスの提供を行います。	長寿課
17	介護用品支給事業 〔再掲〕	65歳以上の高齢者で、要介護4、5と認定された人を在宅で介護している家族を対象に、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバーなどを支給します。	長寿課
18	福祉用具・住宅改修支援事業 〔再掲〕	介護支援専門員等が介護（予防）サービスを利用していない人の住宅改修等に必要理由書を作成した際、その経費の助成を行います。	長寿課



（高齢者対策の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
19	元気で長寿！！キープアップ教室 〔再掲〕	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防を目的とした運動機能が向上する体操教室を開催します。	長寿課
20	総合相談支援 〔再掲〕	相談内容に応じて適切な情報提供やサービス利用等につなげられるよう、関係機関との連携を図ります。	長寿課 地域包括支援センター
21	家族介護教室 〔再掲〕	要介護高齢者を介護する家族などに対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催します。	長寿課 地域包括支援センター
22	権利擁護事業	実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した困難事例等に対し、関係機関等と連携して高齢者の権利擁護のための支援を行います。	長寿課 地域包括支援センター
23	高齢者教室 〔再掲〕	学習活動を通じて、高齢者が楽しく生きがいを持って地域社会で充実した生活を送ることができるよう、高齢者のニーズや地域の課題に応じた多様な講座を開設します。	生涯学習課
24	認知症初期集中支援チーム	市立中部病院の複数の専門職が、認知症と疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。	中部病院
25	ふれあいいきいきサロンの支援 〔再掲〕	公民館等を利用して、高齢者の閉じこもり予防、認知症予防を目的に、自治会単位でサロンを行うことで孤立の防止を図ります。高齢者や障害のある人、子育て中の親、ひとり親家庭の子どもや親などの当事者とボランティアが協働で企画運営することで、地域住民の孤独感の解消、地域の見守り並びに閉じこもり予防、介護予防、健康維持向上を図ります。	日南市社会福祉協議会



（6）生活困窮者対策

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	多重債務相談 〔再掲〕	多重債務者の状況を聞き、相談支援を行うとともに、家計改善支援事業実施機関や債務整理に関係する窓口等、関係各所へのつなぎを行います。	地域自治課
2	消費生活相談 〔再掲〕	商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からのさまざまな苦情や問い合わせに対応するため、日南串間消費生活センターを設置し、問題解決のための助言やあっせんを行います。	地域自治課
3	納税相談 〔再掲〕	市民税・県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等の納付に関する相談を行います。	税務課
4	生活保護事務 〔再掲〕	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。また、受給世帯の課題を的確に把握し、必要に応じて適切な支援を行います。	福祉課
5	自立支援医療制度（精神通院）	精神疾患により、継続的に病院や診療所に通院して精神医療（通院医療）を受ける場合に、医療費の一部が支給されます。	福祉課
6	就労準備支援事業 〔再掲〕	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な基礎能力の形成を、最長一年間計画的かつ集中的に支援（日常生活自立支援⇒社会生活自立支援⇒就労自立支援へとステップアップ）し、生活困窮者の就労促進を図ります。	福祉課
7	ひとり親家族自立支援給付金 〔再掲〕	自立のために職業訓練に取り組むひとり親家庭の母及び父に対して給付金を支給します。	こども課



（生活困窮者対策の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
8	日南市雇用元気プラン	市、宮崎労働局、ハローワーク日南で締結した雇用対策協定に基づき、地域の雇用面での課題や目標を共有し、働く場の創出等を図ります。	商工政策課 宮崎労働局 ハローワーク日南
9	日南市育英奨学基金 〔再掲〕	優秀な学生で経済的な理由によって修学が困難なものに対して学資（奨学金）の貸付を行うことにより、有用な人材を育成することを図ります。	学校教育課
10	就学援助費に関する業務 〔再掲〕	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費などの費用の一部を支給します。	学校教育課
11	特別支援教育就学奨励費に関する事務 〔再掲〕	特別支援学級在籍、通級指導教室通級者の保護者に対し、給食費・学用品費などの費用の一部を支給します。	学校教育課
12	教育資金貸付金 〔再掲〕	金融機関に預託し、教育に必要な学資を融資します。	学校教育課
13	生活福祉資金貸付事務事業 〔再掲〕	宮崎県社協が実施主体、市社協が申請に関する相談・受付窓口となり、資金の貸し付けによる経済的な援助に合わせて、地域の民生委員児童委員も資金を借り受けた世帯への相談支援を行います。	日南市社会福祉協議会
14	日南市生活自立サポートセンター 〔再掲〕	市の「生活困窮者に対する支援」に基づき、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的で継続的な支援を行うことで、生活困窮者の自立を図ります。	日南市社会福祉協議会
15	にちなんフードバンク事業 〔再掲〕	低所得者等で緊急的かつ一時的に食料等の生活に必要なものが確保できなくなり、生命が脅かされる恐れとなった場合に、相談対応とその状況により現物給付による支援を行うなど、生活再建に向けた支援を行います。	日南市社会福祉協議会



（生活困窮者対策の続き）

No.	事業名	事業内容	担当部署等
16	緊急生活資金給付事業 〔再掲〕	緊急的かつ一時的に経済的な支援が必要となった生活困窮者等に対し、相談支援と生活資金の給付による経済的支援を行い、生活の安定を図ります。	日南市社会福祉協議会
17	生活困窮者自立相談支援事業 〔再掲〕	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行います。	日南市社会福祉協議会
18	生活困窮者緊急支援 〔再掲〕	生活福祉資金など貧困の状況に応じ、県社協の一時貸付金の相談及び申請等に対応します。	日南市社会福祉協議会

（7）勤務・経営対策

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	中小企業特別融資制度 〔再掲〕	中小企業者の事業に必要な資金の融資を行い、中小企業の振興を図ります。	商工政策課
2	小口零細企業特別融資制度 〔再掲〕	小規模企業者の事業に必要な資金の融資することにより、小規模企業者の事業の振興を図ります。	商工政策課
3	創業・事業承継推進事業 〔再掲〕	雇用の場の確保や後継者不在による中小企業の廃業防止等を目的として、新たに操業する場合の操業に要する費用や、市内の中小事業所が取り組む事業継承に必要な費用などに対して助成します。	商工政策課
4	みやぎき安心セーフティネット事業	生活困窮者等からの相談対応を総合的に行うとともに、逼迫した状況にある場合には現物支給による経済的支援を行うなど、生活困窮者等の自立を支援します。	宮崎県社会福祉協議会等



(8) 子ども・若者対策

No.	事業名	事業内容	担当部署等
1	教育支援センター運営事業 [再掲]	いじめ不登校問題等に関する電話相談窓口の設置、巡回相談員やスクールソーシャルワーカー等を利用した教育相談、教育支援センターによる学校復帰等の指導、親と子の教育相談室での教育相談等を実施することで、いじめ不登校及び不登校傾向の児童生徒の様々な要因の実態把握を行い、早期発見、早期対応を行います。	学校教育課
2	中学生向け自殺予防啓発 [再掲]	中学生向けにSOSの出し方に関する講習を実施します。	学校教育課
3	命の尊さ・命の教育	児童生徒が生命の尊さを理解できるよう、道徳や人権教育などを通して、発達の段階に応じて計画的な教育を実施します。	学校教育課
4	日南市育英奨学基金 [再掲]	優秀な学生で経済的な理由によって修学が困難なものに対して学資（奨学金）の貸付を行うことにより、有用な人材を育成することを図ります。	学校教育課
5	就学援助費に関する業務 [再掲]	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費などの費用の一部を支給します。	学校教育課
6	特別支援教育就学奨励費に関する事務 [再掲]	特別支援学級在籍、通級指導教室通級者の保護者に対し、給食費・学用品費などの費用の一部を支給します。	学校教育課
7	教育資金貸付金 [再掲]	金融機関に預託し、教育に必要な学資を融資します。	学校教育課

第5章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進体制

本市の自殺対策は、庁内の関係部署で構成する「日南市いのち支える自殺対策推進本部」において基本方針と施策体系を整理・決定し、各事業の担当部署等は、基本方針に則り事業を実施します。

また、担当部署等は、事業効果を最大限発揮するため、常に関連事業との機能分担や連携強化を図ります。

2 進捗状況の把握

計画期間中は、事業の進捗や取組等について、PDCAサイクルにより進行管理を行うこととし、「日南市いのち支える自殺対策推進本部」において、定期的に施策の進捗状況を把握・点検し、その状況に応じて事業・取組を随時改善していきます。

3 事務局

本計画の管理は、日南市健康福祉部健康増進課において行います。

参考資料

1 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査

研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体への傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2 自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し



「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ■ 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ■ 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援 ■ 地域自殺対策推進センターへの支援 ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援 ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援 ■ 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進	2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ■ 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ■ 児童生徒の自殺対策に関する教育の実施 ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進 ■ 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発 ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及 ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進	3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ■ 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用 ・相談機関等に集約される情報の活用等の検討 ■ 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動 ・自殺等の事業について詳細な調査・分析 ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進 ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系的な実施の推進 ■ コロナ禍における自殺等の調査 ■ うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究	4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る ■ 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ■ 連携調整を担う人材の養成 ■ かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上 ■ 教職員に対する普及啓発 ■ 介護支援専門員等への研修 ■ ゲートキーパーの養成 ・若者をめぐるゲートキーパー養成 ■ 自殺対策従事者への心のケア ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等支援 ■ 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ■ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・パワハラ防止対策の推進、SNS相談の実施 ■ 地域における心の健康づくり推進体制の整備 ■ 学校における心の健康づくり推進体制の整備 ■ 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする ■ 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ■ 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実 ■ 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 ・子どもの心の診療体制の整備 ■ うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる ■ 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化 ■ ICT（インターネット・SNS等）活用 ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。 ■ インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化 ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進 ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施 ■ ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援 ■ 性的マイノリティの方等に対する支援の充実 ■ 関係機関等の連携に必要な情報共有 ■ 自殺対策に資する居場所づくりの推進 ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進 ■ 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知 ■ 自殺対策に関する国際協力の推進	

2

2

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ■ 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ■ 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実 ■ 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備 ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進 ■ 居場所づくりとの連動による支援 ■ 家族等の身近な支援者に対する支援 ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発 ■ 学校、職場等での事後対応の促進	9. 遭った人への支援を充実する ■ 遺族の自助グループ等の運営支援 ■ 学校、職場等での事後対応の促進 ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進 ■ 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進 ■ 遺族等に対する公的機関の職員の資質の向上 ■ 遺児等への支援 ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化	10. 民間団体との連携を強化する ■ 民間団体の人材育成に対する支援 ■ 地域における連携体制の確立 ■ 民間団体の相談事業に対する支援 ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充 ■ 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ■ いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ■ 学生・生徒への支援充実 ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進 ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やフラッシュ型の支援情報の発信を推進 ・学校、地域の支援者等が連携して子ども等の自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築 ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保 ■ SOSの出し方に関する教育の推進 ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進 ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築 ■ 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実 ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進 ■ 知人等への支援 ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり ■ 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備 ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討	12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する ■ 長時間労働の是正 ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進 ・勤務時間インターバル制度の導入促進 ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進 ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進 ・副業・兼業への対応 ■ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ■ ハラスメント防止対策 ・パワハラ防止、セクハラ防止、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止	13. 女性の自殺対策を更に推進する ■ 妊産婦への支援の充実 ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進 ■ コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援 ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援 ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実 ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援 ■ 困難な問題を抱える女性への支援

3

3 日南市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

平成30年11月9日告示第146号

（設置）

第1条 自殺対策基本法（平成18「年法律第85号）に基づき実施する自殺対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、日南市いのち支える自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- （2） 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- （3） 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- （4） 自殺対策に係る市の総合的な施策の推進に関すること。
- （5） 自殺対策に係る庁内関係部署の連絡調整に関すること。
- （6） その他自殺対策の推進のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、次に掲げる本部員をもって組織する。

- （1） 副市長
- （2） 総合政策部長
- （3） 市民生活部長
- （4） 健康福祉部長
- （5） 産業経済部長
- （6） 建設部長
- （7） 教育部長
- （8） 消防長
- （9） 中部病院部長
- （10） 議会事務局長

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は副市長とし、副本部長は健康福祉部長とする。

2 本部長は、推進本部の会務を総括し、推進本部の議長となる。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進本部は、必要に応じ本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

（作業専門部会）

第6条 推進本部の所掌事務についての庁内関係部署との連絡調整や計画策定に必要な調査等を行うため、推進本部に作業専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長及び部員をもって構成し、部会長が会議を総理する。
- 3 部会長は、健康増進課長とし、部員は別表に掲げる課長及び課長が指名する職員をもって充てる。
- 4 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 5 部会長は、調査・研究のため作業専門部会以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 6 部会長は、部会の内容、活動経過及び結果の報告を本部長に報告するものとする。

（事務局）

第7条 推進本部及び部会の事務局は、健康福祉部健康増進課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日より施行する。

別表（第6条関係）

総合政策部	総合政策課長
	総務課長
	職員課長
市民生活部	地域自治課長
健康福祉部	福祉課長
	長寿課長
	こども課長
	健康増進課長
産業経済部	商工政策課長
建設部	建設課長
教育委員会	学校教育課長
中部病院	看護課長

いのち支える日南市自殺対策行動計画

(第二期計画 令和6年度から令和10年度まで)

～誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指して～

令和6年3月

日南市健康福祉部健康増進課

〒887-8585

宮崎県日南市中央通一丁目1番地1

☎ 0987-31-1129 FAX 0987-31-1966